

かづの土地改良区管理施設使用規程

(目的)

第1条 定款第4条第3項の規定により、本土地改良区の行う事業の目的を妨げない範囲内で、土地改良施設（以下「施設」という。）を他の目的に使用させる場合については、法令、その他別段の定めがあるもののほかこの規程の定めるところによる。

(施設の範囲)

第2条 この規程における施設とは、土地改良事業計画（通称「維持管理計画書」）に定めるすべての施設をいう。

(使用承認)

第3条 前条の施設を使用しようとする者は、別記様式1による申請書を理事長に提出して、その承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、当該箇所の関係者の意見を聴取しなければならない。

(承認基準)

第4条 理事長は、前条の承認申請があったときは、次の基準に基づき現地を調査し、理事会の議決を得て承認するものとする。ただし、軽微なものについては理事長が専決できるものとする。

(1) 申請の内容が周囲又は上流、下流に与える影響がないもの。

(2) 使用部分の構造又は施設は、土地改良施設本来の機能が維持又は向上するものであること。

(3) 排水を放流するものにあっては、処理施設を設置のうえ、別表1に掲げる水質基準値に従つているものであること。

2 理事長は、第1項の承認をする場合、別記様式2による契約を申請者と締結するものとする。

(承認期間)

第5条 施設の使用承認期間は、3ヵ年以内とする。ただし、継続して使用する場合は使用の廃止まで継続契約とし自動更新とする。

(使用料)

第6条 第4条の規定により施設を使用する者（以下「使用者」という。）については、別表2により定めた額を使用料として納入しなければならない。

2 前項の使用料は、使用承認期間中毎年1年分を理事長の発する納入告知書により指定期限内に納入するものとする。

3 施設の使用を廃止した場合又は停止を命じられた場合は、既納の使用料は還付しない。

(検査及び調査)

第7条 使用者は、第4条の承認を得て工作物等を設置したときは、本土地改良区の検査を受けなければならない。

2 理事長は必要に応じ、使用状況について立ち入り調査をすることができる。

3 前項の立入調査に際して、使用者はこれを拒むことができない。

(移転制限)

第8条 使用者は、理事長の承認を受けなければ第4条の承認を他人に転貸又は譲渡してはならない。

(承認の取消)

第9条 理事長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。この場合、工作物の撤去及び原状回復に要する費用は、取り消しを受けたものの負担とする。

(1) 使用目的に違背したとき。

- (2) 承認条件を遵守しないとき。
- (3) 使用料を滞納したとき。
- (4) 土地改良区の維持管理に支障を与えたとき
- (5) 土地改良区が事業を施行するとき
- (6) 公共のため必要が生じたとき
- (7) その他、土地改良区において支障があると判断したとき。

(使用廃止)

第10条 使用者は、当該施設の使用を廃止しようとするときは、10日前までに理事長に届出なければならない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、使用承認期間が満了したとき、使用を廃止したとき、又は使用の承認を取消されたときは、すみやかに当該施設を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項の規定による原状回復を完了したときは7日以内にその旨を理事長に届出て、その完了の確認を受けなければならない。

(無断使用)

第12条 理事長は、第4条の承認を得ないで使用しているものを発見したときは、使用開始の日にさかのぼり規定使用料を徴収することができる。

(減免措置)

第13条 第6条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 国、県又は地方公共団体等が直接その公共用に供するとき。
- (2) 理事会において減免を議決したとき。

(市との協議)

第14条 理事長は、地区内及び周辺における著しい都市化の進展に伴い、この規程での対応が困難な事態に至った場合には、土地改良法第56条第2項の規定に基づき、施設の管理区分、事業施行の方法及び費用負担方法等について市と協議する。

2 当該施設に影響をおよぼすと認められる大規模な開発計画が見込まれる場合には、市と連携体制を確立し、事前に開発者等と必要な調整を図り、障害の発生を未然に防止するものとする。

(規程外取扱)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程によりがたい事項については、その都度理事会で定めるものとする。

(その他)

第16条 土地改良区の地区外であっても、排水及び施設が土地改良区の管理する施設に関連があると認められるときは、この規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年7月6日から施行する。
- 2 この規程施行前に施設を利用しているものについては、本規程の制定趣旨等について、十分な審議をなし、本人の自主的認識のもとに、改めてこの規程の適用を求めるものとする。
- 3 この規程は、令和2年 7月19日から施行する。
- 4 この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

別表1

1 各場所の取水口での水質基準

| 項目 | 基準値 |
|--|---------------------------------------|
| (1) PH (水素イオン濃度) | 6.0~7.5 |
| (2) COD (化学的酸素要求量) | 6ppm 以下 |
| (3) SS (無機浮遊物質) | 100ppm 以下 |
| (4) DO (溶存酸素) | 5ppm 以上 |
| (5) T-N (全窒素濃度) | 1ppm 以下 |
| (6) 電気伝導度 (塩類濃度) | 0.3mΩ/cm 以下 |
| (7) 重金属類 As (ヒ素) Zn (亜鉛) Cu (銅) | 0.05ppm 以下 0.5ppm 以下 0.02ppm 以下 |
| (8) BOD (生物化学的酸素要求量) | 8ppm 以下 |

2 排出水の水質基準

| 項目 | 許容限度 |
|--------------------------------|--------------------------|
| (1) 水素イオン濃度 (水素指数) | 5.8 ~ 8.6 |
| (2) 生物化学的酸素要求量 | 30ppm |
| (3) 科学的酸素要求量 | 30ppm |
| (4) 浮遊物質量 | 70ppm |
| (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) | 5ppm |
| (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂含有量) | 30ppm |
| (7) フェノール類含有量 | 0.5ppm |
| (8) 銅含有量 | 0.1ppm |
| (9) 亜鉛含有量 | 5ppm |
| (10) 溶解性鉄含有量 | 10ppm |
| (11) 溶解性マンガン含有量 | 10ppm |
| (12) クロム含有量 | 2ppm |
| (13) フッ素含有量 | 15ppm |
| (14) 大腸菌群数 | 3,000 個/ cm ³ |

別表2

土地改良管理施設使用料（年間）

| 種類 | 規模 | 単位 | 金額 | 附記 |
|------------------------|--------------------------------|----------------|----------|---|
| 橋梁・架設 (U字溝も含む) | 5m未満 | m ² | 300 円 | 右の単価により算定した額が 3,000 円未満の場合は 3,000 円とする。 |
| | 5m以上 10m未満 | m ² | 300 円 | |
| | 10m以上 | m ² | 400 円 | |
| 管埋設 | 50m未満 | m | 400 円 | |
| | 50m以上 100m未満 | m | 500 円 | |
| | 100m以上 | m | 600 円 | |
| 道路使用 | | m ² | 300 円 | |
| 水路使用 (護岸を含む) | 幅員 5m未満 | m ² | 300 円 | |
| | 幅員 5m以上 | m ² | 450 円 | |
| その他 | 場所及び状況に応じ他の土地改良施設と比較のうえこれを定める。 | | | |
| 雑排水工場排水 (浄化槽処理排水以外) | 一般家庭排水 | 1戸 | 2,000 円 | |
| | 会社事務所 (給湯室又は手洗所程度) | 1戸 | 5,000 円 | |
| | 宿泊、飲食、サービス業 | 一件 | 20,000 円 | |
| | 給油所（油分分離槽） | 一件 | 50,000 円 | |
| | 自動車・農機具販売、整備 | 一件 | 30,000 円 | |
| | 医療・福祉施設 | 一件 | 50,000 円 | |
| | 食品製造・加工業 | 一件 | 20,000 円 | |
| | その他製造・加工業 | 一件 | 15,000 円 | |
| 浄化槽処理排水 | 10人槽以下 | 一基 | 4,000 円 | |
| | 20人槽以下 | 一基 | 8,000 円 | |
| | 30人槽以下 | 一基 | 12,000 円 | |
| | 40人槽以下 | 一基 | 16,000 円 | |
| | 50人槽以下 | 一基 | 20,000 円 | |
| | 100人槽以下 | 一基 | 40,000 円 | |
| | 200人槽以下 | 一基 | 48,000 円 | |
| | 300人槽以下 | 一基 | 56,000 円 | |
| | 400人槽以下 | 一基 | 64,000 円 | |
| | 500人槽以下 | 一基 | 72,000 円 | |
| 501人槽(1人増毎に 100 円加算) | | 一基 | 80,000 円 | |

様式1

令和 年 月 日

かづの土地改良区
理事長 様

申請人 住 所
氏 名

印

管 理 施 設 使 用 承 認 申 請 書

このたび、下記により貴土地改良区管理に係わる施設を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

使用の場所

使用の目的

工作物及び排水の種類、数量

使用開始

添付書類

- 1. 位 置 図
- 2. 工作物の平面図、断面図
- 3. 排水系路図
- 4. 水質試験表

様式2

管理施設使用契約書

かづの土地改良区理事長（以下「甲」という。）と使用者（以下「乙」という。）とは、かづの土地改良区管理施設使用規程（以下「規程」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

第1条 施設の使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
ただし、契約内容に変更がない場合には、同一条件をもって、継続契約とし自動更新するものとする。

第2条 乙は施設使用料として規定の定めるところにより毎年 円を甲の発行する納入告知書により甲に納付すること

第3条 甲は事業運営上支障が生じた場合又は生ずるおそれのある場合は承認の取り消し、位置その他の条件の変更もしくは使用の一時停止を命ずることができる。この場合、乙は甲の指示により工作物の撤去、移設又は改善等に応ずるものとし、その費用は乙の負担とする。

第4条 乙は施設の使用を廃止しようとするときは、10日前までに甲に届け出ること。

第5条 乙は使用期間が満了したとき、使用を廃止したとき、又は使用の承認を取り消されたときは、速やかに施設を原状に回復し、完了したときは7日以内にその旨を甲に届け出て、その完了の確認をうけること。

第6条 乙は甲の承認を受けて使用する場合、その使用施設の周囲又は上下流に被害を与えることのないように充分に配慮すると共に、甲の管理施設本来の機能が維持又は向上するよう使用承認場所とその影響範囲の清掃を乙の責任において随時実施すること。

第7条 乙が甲の管理する施設を使用することにより、管理施設並びに農作物その他に被害を与えた場合は、甲の査定した損害を弁償するものとする。

第8条 乙は甲の定めた規程を遵守すること。

第9条 甲は必要に応じて管理施設の使用状況について立ち入り検査及び調査をすることができる。

2 前項の立ち入り検査及び調査に際しては、乙はこれを拒むことができない。

第10条 甲は乙が規程及び本契約に違反したときは、本契約を解除する等必要な措置をとることができる。

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書式通を作成し、甲、乙記名押印してそれぞれ壹通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 鹿角市花輪字荒田 4-1
氏 名 かづの土地改良区 理事長

印

乙 住 所
氏 名

印